

『名古屋には秀吉がおるでよ!』

―秀吉と尾張の歴史―

出品資料翻刻

凡例

- ・当翻刻は、展示資料の全体ではなく、展示に関する部分のみを翻刻したものです。
- ・資料の体裁・改行は適宜省略・統一しました。
- ・◎は重要文化財、○は名古屋市指定有形文化財を示します。
- ・文字は一部常用漢字に改めました。名称・文字・当て字等につくは()で補いました。

04 清須翁物語 名古屋蓬左文庫蔵

(前略) ある時清須の御城大手口松之木門の下こちく(秀吉)通りしか、信長公にかひ(二階)の上に御座有て、ふしあなよりこちく(侍)に小便をしかけ給ひし時、こちく、何やつそさふらひ程のものに小便をしかけたるそとて、腹を立にかひ門へとあかりける折ふし、御供のものもなし、御脇差はかりにて御座有ける、おれにてあるぞ、くるしかるましき、おれとハ誰ぞ、いや信長成、とのたまふ、いかに御主成とも、小便しかけられてハむね(無念)なりとて、かゝりきる、其時信長公、なんちか心中見るとしてしたる事也堪忍せよ、以来は引たて召遣へしとて、それよりからけさせ給ひ、木下藤吉郎に被成ける、(後略)

05 羽柴秀吉書状 名古屋博物館蔵

藤宰相殿御領、竹田・芹川・上三栖、三ヶ庄之内一色坊田從隣郷出作分之事、被對御朱印上者、年貢米地子銭等為百姓并可致其沙汰、於難洪之輩者、催促使急与可申付者也、恐々謹言、

木下藤吉郎

十月十三日 秀吉(花押)

出作在々所々

百姓中

06 羽柴秀吉書状 名古屋博物館蔵

尚々御用捨頼存候、以上、

太田清三屋敷之儀二付而、坂井半左衛門尉・富田平衛門尉理申候之處二、用捨被成候由祝着二存候、於此之儀者、上様へ御理可申上候条、其間之儀弥頼存候、猶以面可申候、恐々謹言、

羽柴筑前守

十二月十四日 秀吉(花押)

篠岡八右衛門尉殿

高野藤三殿

坂井文助殿

山口殿

御宿所

07 木下秀吉書状 名古屋博物館蔵

尚以最新二も委細申入候御用之事、何もく御調候て可給候、頼入候、飯米大坂二置候、竹□□御談合候て□ヲ以、何も御調法候て可給候、

下国已来不申入候、所存之外候、仍江北へ行之儀、取出三ヶ所候、先の取出二ハ拙者人数三千加可在之由候、氏家を伊賀一城、稲葉を水野下野守一取出可被置之由候、就其火急之用二候、於其方てつばう薬いかにもよく候を三十きん程、并ゑんせう三十きん、御調候て可給候、別而御馳走頼入候、江北へ於行者、即時通路已下可明候間、可御心安候、於此方御用等蒙仰、聊不可如在候、旁自是可申入候間、不能巨細候、恐々謹言、

六月四日 秀吉(花押)

「(墨引)

木下藤吉郎

昨夢□

秀吉

床下

11 惟任退治記 名古屋博物館蔵

(前略) 織田三介信雄・柴田修理進勝家、追々二しゆつてうあつて、清須之城二而参会をなし、此時未落居の面々ことくく是ヲ改テ、秋田城介平朝臣信忠嫡男

ハ天下ノ主君ト定め、織田三介信雄ヲハ尾張のやかた二定め、織田三七信孝をハ濃州の屋形ニさため、又羽柴・柴田・惟任・池田、此四人ハ天下のせいたうをおこなはしむ、今度忠節之輩にハ知行をわけ分国をさため、たかひ二入魂すへきかためヲなし、せいしヲ取かハし、各帰国し了、(後略)

13 羽柴秀吉書状 名古屋博物館蔵

毛河被相談、人質被出、其上其方へ河内守被呼入之由、寔忠節無是非候、身上事不可有馳走候、一兩日中、其表へ令出張候條、旁期面候、恐々謹言、

筑前守

三月十八日 秀吉(花押)

毛利掃部殿

進之候

14 徳川家康禁制 名古屋博物館蔵

禁制

山王宮

一、当手軍勢社塔破取事

一、放火之事

一、伐採竹□□□

右条々、堅令停止之畢、若此旨於違背輩者、可処嚴科者也、仍如件、

天正十二年三月十八日

16 森長可遺言状 名古屋博物館蔵

覚

一、さわひめのつば(遊) 秀吉様へ進上、但いまハ宇治にあり、

一、たいてんもく 秀吉様へ進上、ふだにあり、

一、もしうちしに候は、此分二候、母二候人ハ

かん(堪忍分)にんぶん 秀吉様へ御もらい京二御いり候へく

候、せんハ今のこことく御そはに奉公之事

一、我々あとめ、くれくれいにて候、此城ハかなめに

て候間、たしかなるものを秀吉様よりおかせられ候

へと御申之事

一、おんな共ハいそき大かきへ御越候へく候、
一、あしきちやのゆとうく・かたな・わきさし、せん二
御とらせ候へく候、いつれもくふだのことく御
とく候へく候、

ふだのほかハミな、せんにとらせ申候、但、成次第、

天正十二 三月廿六日あさ むさし

尾藤甚右衛門 此由御申候へく候、

さま申候へく候、

又申候、京のほんなミところひさうのわきさし二ツ御
いり候、せん二御とらせ申候、尾甚二御申候へく候おこ
う事、京のまち人に御とらせ候へく候、くすしのやうな
る人に御しつけ候へく候、はに候人ハかまいてく京
二御いり候へく候、せん、こもとあとつき候事いやに
て候、十まん二一ツ、百万二一ツ、さうまけ二なり候ハ、
ミなくひをかけ候て御しに候へく候、おひさにも申候、
以上、

17 羽柴秀長禁制

寂光院 (天山市) 蔵

禁制

つかのを

一、当手軍勢・甲乙人監妨・狼籍之事
一、陣取・放火之事
一、代採竹木之事

右条々、堅令停止畢、若違犯之族在之者、速可加成敗者也、

天正十二

五月四日 美濃守 (花押)

18 ◎位記 名古屋博物館蔵

從二位藤原秀吉

右可從一位

中務鴻名蓋世、懿德濟衆、通天然之明、建大聖之基、宜
加英獎以穆朝章、可依前件、主者施行

天正十三年七月十一日

三品中務卿邦房親王

中務大輔 關

正五位下行中務少輔臣藤原朝臣清種

行奉宣

正二位行權大納言臣 淳光

正二位行權大納言臣 公遠

正二位行權大納言兼右近衛大將臣 實益

正二位行權大納言臣 晴豐

正二位行權大納言臣 公國

從二位行權大納言臣 親綱

從二位行權大納言臣 敦通

從二位行權大納言臣 信房

征夷大將軍從三位守權大納言臣 義昭

權大納言從三位臣 信雄

正二位行權中納言臣 兼成

正二位中納言臣 基孝

正二位行權中納言臣 重通

從二位行權中納言臣 光宣

從二位行權中納言臣 輝資

從二位行權中納言臣 宗満

正三位行權中納言臣 兼勝

正三位行權中納言言兼式部大輔臣盛長等

制書如右請奉

制附外施行、謹言

天正十三年七月十一日

制可

月 日辰時正四位行掃部頭兼大外記造酒正助教中原朝臣師簾

関白從一位行内大臣朝臣 左中辨宣光

太政大臣 關

從一位行左大臣兼左近衛大將朝臣

右大臣正二位朝臣

式部卿 關

正三位行權中納言泉式部大輔盛長

左大辨 關

告從一位藤原秀吉、奉

制書如右、符到奉行

式部少輔 關

19 豊臣秀吉朱印状 名古屋博物館蔵

急与染筆候、中納言山中城へ今日廿九取懸、則午刻乘崩
城主之事者不及申、首千余討捕、其外追打不知数候、然
者明日朔日箱根山峠へ為陣取、至小田原面可手遣候条、
落去不可有程候、尚追々吉左右可申聞候也、

三月廿九日 (朱印)

加藤主計頭とのへ

20 ◎裁断橋擬宝珠 名古屋博物館蔵

てんしやう十八ねん二月十八日に、をたはらへの御
ちん、ほりをきん助と申、十八になりたる子をたせ
てより、又ふためとも見ざるかなしさのあまりに、いま
このはしをかける事、はの身にはらくるいともなり、
そくしんしやうふつし給へ、いつかんせいしゆんと、後
のよの又のちまで、此かきつけを見る人は念仏申給へや、
卅三年のくやう也、

21 ◎織田信雄判物 名古屋博物館蔵

道之覚

井口

青田小六

杉浦五左衛門

荒川長兵衛

堀才蔵

石黒兵蔵

青木孫作

津田婿

林与五郎

土方左平二

赤座新兵衛

菅沼半平

平野口

山口小弁

高御堂之者共

坂井平蔵

中川弥助

杉浦五左衛門

中島 津田金七
西ノ川 武藤
櫛つくり（櫛作） 矢嶋
かうむろ（河室） 小木
以上

右之在々道之儀、繩切二つかせ、来九日以前二可申付、其内於無出来者、無出陣候ても急度申付、隙を明跡より可罷立、道は、五間其外奉行次第可覚悟候也、

正月廿八日 （織田信雄）
（花押）

22 織田信雄書状 祐福寺（東郷町）藏

（清須城）
就当城相移候、為音信両種、殊度々懇志喜入候、猶期来音之時候、謹言、

七月六日 信雄（織田）
（花押）

（宛所欠）

23 織田信雄分限帳 名古屋蓬左文庫藏

（前略）

スルカナハ

八百八十五貫四百 （愛知郡、以下同郡）

二百九十貫 フチモリ

六百五十貫 ヤシロ 山本又十郎

百貫 原力タ勘右衛門ナハ

□□□文

フルワタリノ郷 （愛知郡古渡）

村澤瀬平佐馬助

□□□文

フルワタリ郷 同

□□□千貫文

（海東郡万場）
マンハ五百五十貫 御加増

同

（同郡伊勢）
イムキ四百三十貫

六百三十拾貫文 （島森）
（高須賀）
カスモリ

タカスカ 両郷

小川善六

（後略）

24 織田信雄奉行人連署状 名古屋博物館藏

（葉栗郡）
日比野ノ内

前野之郷

右為 御扶助被 仰付候、猶被遂御糺明、高頭重而被書

載 御判可被遣之旨

御詫候、可被得其意候、恐々謹言、

天正十一年八月十九日 井村彦兵衛 （花押）

矢部甚兵衛 （花押）
（助衆）

曾我兵庫 （花押）
（原也）

坂井隼人殿 （利行）

25 不破源六定 名古屋博物館藏

立置寺内之事

一、祐久（中島郡）なわの内之分米三百三拾俵定納也、清須

（売買）
うりかひの枡こて四斗俵之事

二、はす池（中島郡蓮池）なわの内之分米百貳拾俵ハ、清須枡にて四斗

俵定納ニ相定候、畠方水（須根）せん・かん（千根）せん之時より、

森久三知行（橋）けん見なミたるへし、此内夏麦五拾俵納

所あるへく候、然ハ秋納ハ米百俵たるへきの事

一、寺へこ（小名）なの田地上中下二分て耆町入、あれふかた式町、合三町寄進之事

一、一切諸役有へからず、寺内ニ奉公人置ましきの事

一、大水損・大日そん之時ハ、見入二可申付之事

天正拾五年霜月廿九日 不破源六（広瀬） （花押）

水谷甚右衛門尉殿

27 豊臣秀吉朱印状（複製） 原資料名古屋秀吉清正記念館藏

条々

尾州

清須町

一、伝馬申付儀堅停止事

一、売買物諸役一切不可在之、并押買・狼藉之族可為一

錢伐事

一、喧嘩・口論可為如御置目事

右、若於違背者、可被加御成敗者也、

天正拾八年八月廿七日 （豊臣秀吉）
（朱印）

28 田中吉政書状 個人藏

尚以相給人各々ニて取候て、可遣候事、已上、

当知行分熱田之内名田方之内を以ハ八拾八貫六百文、并御

加増分法願寺之内を以百三貫三百七十七文を、任 御朱

印之旨、所務等之儀可被申付候、中納言様被成御座次

第二御書相調、重而可進候、恐々謹言

天正十八年 田中兵部太輔

九月八日 吉政 （花押）

加藤隼人殿 （原也）

まいる

29 豊臣秀吉朱印状 名古屋博物館藏

急度被仰遣候、今度御鷹野二雁・鶴・鴨二千余被為取候、

逆物数事候間、五千程聚楽へ持せ、可被成御上洛候之条

おいとり（追取）かり仕、又者鴨・鷺（長巻）已下取之、大津（近江國）へ十日以前

二可差上候、為奉行福原右馬助・長谷川右兵衛尉差越候、

十二月一日 （豊臣秀吉）
（朱印）

稲葉兵庫助頭とのへ

太田小源五とのへ

30 豊臣秀吉朱印状 名古屋博物館藏

坂井分介・河野藤左衛門尉・伊藤九左衛門尉、両三人仁

奉行申付、たかつな（高綱）さゝせ可申候、所々相改、念を入能々

申付、鳥上可申候也、

極月六日 （豊臣秀吉）
（朱印）

佐々孫介とのへ

本多権右衛門尉とのへ

32 ◎宣旨 名古屋博物館藏

内大臣豊臣朝臣秀次

権大納言藤原朝臣光宣

宣奉 勅万機巨細

宜令閑白者

天正十九年十二月廿八日掃部頭兼造酒正大外記助教中原朝臣師廉

奉

33 豊臣秀次朱印状 名古屋博物館藏

今度尾張國中檢地被 仰出付而、在々所々免令之事、徇

被請取、郡内村々田畠之高下能々入念見計、土免可相究、

然上者当毛付分於令不作者、百姓可成敗旨、堅可申聞也、

二月朔日 (豊臣秀次)
(朱印)
徳永式部卿法印

37 豊臣秀次朱印状 個人蔵

- 一、国中法度之事、如前々置目諸事可申付之事
 - 一、法印年寄付而、万おろかなる事可有之候、当座の(二位法印當座)まにあわせ無異儀様ニ申成儀可為曲言事
 - 一、当所之儀者、関東・奥州人のつとひたるの間、諸篇ニ付て私之儀無之様ニ、家中之もの共嗜可為肝要事
 - 一、国中堤之事、手前之儀者不及申、所々見計由断之給人於有之者、急度相届令修理候様ニ、よくく可入念事
 - 一、当城普請之事、朝夕心かけ無由断可申付事(前修)
 - 一、家中之者の内、番頭を相定、諸事於由断者為番頭可相改、けにく於令無沙汰者法印ニ申聞可召失、番頭於令用捨者、其番頭之もの曲事たるへき事
 - 一、諸篇内儀共ニ被聞召届候様被 仰付置候間、秀次在国と存、万事可入精事
 - 一、当城門番事、昼夜相改可入念事
 - 一、国中堤之事、自然火急に普請可申付所於有之者、京都江不及注進、早速可申付事、
 - 右条々、被 仰出趣於相背者、被聞召次第可被加御成敗者也、
- 天正廿年六月十日 (豊臣秀次)
(朱印)

38 張州雜志 卷68より豊臣秀吉条目写 名古屋蓬左文庫蔵

条々

- 一、尾張国中、在々すいひせしめ、田畠荒候牀被及御覧、上様御生之国にて候条、別而不便思食、郡々へ御奉行被遣候条、何にても迷惑仕儀有之者、具可申上事、
- 一、在々所々(空)あき屋敷有之子細、一々可申上事
- 一、田畠荒地之事、給人仕様悪候哉、又百姓才判悪故候哉、何も有様可申上事
- 一、侍・地下人・百姓ニ至るまでも家持候者、其在所をあけ、他国へ奉公ニ罷出様子書付、可申上事

一、国中夫役三年之間被成御免事

一、三年之間ハ諸給人手前をも 上様御代官なされ、百姓迷惑不仕様被仰付、給人も百姓もなり立候様可被仰付事

一、国中堤つき候事、上方にて如被 仰付、山よせ不限、在々家並ニ罷出、正月五日より十五日迄之間ニ築立可申、然ハ堤つきの人足ニはんまい可被下候事、

一、只今被遣候奉行衆事、御兵糧・馬之飼口被下候上者、於在々礼儀・礼物事ハ不及申、酒・肴・茶子・餅の類までも一切不可取之、ぬか・わら・薪をも代を可遣候、下々ニ至まで非分之儀仕候ハ、百姓直訴可申候、於隱置者可被加御成敗事

一、在々地下人、御訴訟申置儀於有之者、何時も此奉行を以、言上可仕事

右条々、在々入念百姓ニ申聞、此御朱印之写を仕候て可相渡也、

文禄貳年十二月廿八日

39 豊臣秀吉朱印状 個人蔵

知行方目錄

- 一、四拾七石五斗六升 尾州高橋郡 あら井村内
- 一、九拾石参斗五升 同 一色村内
- 一、拾七石壹斗五升 中島郡 西光坊 おこしの内

合百五拾五石六升

右、令扶助之訖、可全領知候也、

文禄四年八月三日 (豊臣秀吉)
(朱印)

賀藤隼人とのへ

41 張州雜志 卷58より鳴丸の図 名古屋蓬左文庫蔵

家譜曰、太閤秀吉文禄四年ノ頃、熱田中ヲ千秋刑部大輔并ニ加藤図書助・同隼人以上三人ノ支配也、此頃秀吉為褒賞鵜丸ト号スル刀ヲ給フ、今伝ル所則其刀也云々、

42 福島正則書状 上島神社蔵

御神明様へ、為御初尾八木五石進上候、乍少分毎年可進之候間、小河正介前より可被相請取候、恐々謹言、

文禄四年 福島左衛門大夫

十月廿二日 正則(花押)

(春日井部上忠)
うわはたの

御神明主殿

人々御中

参考 張州雜志 卷36より大野佐渡守書状写

名古屋蓬左文庫蔵

尚々千秋と御わたん被成候て、御みやうつしさせられ候て被下候、此まつりまへ御うつしなく候ハ、宮をくつし可申候、

近日者不申承候、然者天王之御宮うつし之儀于今遅々仕候、宮うつしなき由承候、貴殿様無御存知候ても宮うつしも御座有、屋しろも有之由承候、とかく千秋と御間わるきによつて、かやうニ遅々仕候かと存候、それハみやうく鳥可罷成候ハ、其分御不別尤、委細之儀喜左衛門殿へ具申渡候、恐惶謹言、

(大野佐渡守)
大佐入

六月六日 (花押影)

(神定)
田島様

人々御中

44 張州雜志 卷36より福島正則書状写

名古屋蓬左文庫蔵

已上

大かうさますこし御わつらいなされ候二つき、大めうしんさまへ米千石御しん上候、しんせん二おいてきつと御きねん有へく候、御きねんすミ申候ハ、ふしミへ御のほりもつとも二候、かしく、

(辰)
たつのこく 羽左殿

七月八日 正則(花押影)

(田島伸定)
たちま殿

せんしうきひのかみ殿

参る